

令和2年1月9日

森 法 務 大 臣 コ メ ン ト （ 2 ）

昨日のカルロス・ゴーン被告人の会見においては、ゴーン被告人から、我が国の刑事司法制度に対し、様々な批判的な主張がなされた。

その多くが、抽象的なものや、趣旨が判然としないもの、根拠を伴わないものにすぎないものであったが、広く世界に中継されるなどしたものであり、世界中に誤った認識を拡散させかねないものであることから、正しい理解を得るために、昨日申し上げた点に加え、一般論としてではあるが、何点か、冒頭において指摘しておきたい。

なお、個別具体的な事件における捜査・公判活動は、検察当局の責任と権限において行われるべき事柄であることから、法務大臣として、それらに関する主張に対し、事実関係や所感を述べるものでないことを申し添える。

- 我が国の司法制度が「人質司法」であるとの批判がなされたが、昨日も申し上げたとおり、我が国の刑事司法制度は、個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために、適正な手続を定めて適正に運用されており、批判は当たらない。
- 有罪率が99%であり、公平な判決を得ることができないとの批判がなされたが、我が国の検察においては、無実の人が訴訟負担の不利益を被ることなどを避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に初めて起訴するという運用が定着している。また、裁判官は、中立公平な立場から判断するものである。高い有罪率であることを根拠に公平な判決を得ることができないとの批判は当たらない。
- 取調べが長時間であること、弁護人の立会がないこと等取調べ全般に対する批判がなされたが、そもそも、我が国においては、被疑者に黙秘権や、立会人なしに弁護人と接見して助言を受ける権利が認められている。また、適宜休憩をとるなど被疑者の人権に配慮した上、録音録画の実施を含め適正な取調べを行っている。
- 検察が公判を引き延ばしており判決まで5年以上かかるというのは問題であるとの批判がなされたが、そもそも、検察当局は、公判手続が速やかに進むよう様々な努力をしている。
- 保釈中に妻と会うことを禁止するのは人権侵害であるとの批判がなされ

たが、そもそも、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがなければ特定の者との面会制限などはなされない。

- 日産や日本政府関係者の陰謀によって行われた捜査であるとの批判がなされたが、そもそも、検察当局においては、特定の利害関係者の陰謀に加担して、本来捜査が相当でないものを捜査するようなことはあり得ない。

この他にも、ゴーン被告人は、自身の刑事手続に関して、るる主張を繰り広げていたが、いずれにしても、これらの主張によって、ゴーン被告人の国外逃亡が何ら正当化されるものではない。

また、個別事件に関する主張があるのであれば、具体的な証拠とともに、我が国の法廷において主張すればよいのであり、ゴーン被告人においては、我が国の公正な刑事司法手続の中で主張を尽くし、公正な裁判所の判断を仰ぐことを強く望む。